

オレンジファクトリー利用要綱

令和4年5月31日
勝浦町告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、オレンジファクトリー（以下「当該施設」という。）における加工室の適切な利用と衛生管理に配慮するため、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例（令和3年勝浦町条例第1号。以下「条例」という。）、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する規則（令和3年勝浦町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(読み替え)

第2条 条例第5条第2項に規定のとおりとし、第4条、第5条及び第7条から第10条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用対象者)

第3条 当該施設の利用対象者は、第4条及び第5条の過程を経て、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に定めるそうざい製造業許可（以下「製造業許可」という。）を取得している個人又は団体とする。

(利用承諾申請)

第4条 当該施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、誓約書（様式第1号）を添えて、利用承諾申請書（様式第2号）を町長へ提出しなければならない。

(利用承諾の決定及び製造業許可の取得)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、利用を承諾することに決定したときは利用承諾書（様式第3号）を交付し、承諾しないことを決定したときは利用不承諾通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 利用承諾書を交付された者は、これをもって徳島保健所で当該施設における製造業許可を申請することができる。

(任意保険の加入)

第6条 利用者は、食品営業賠償共済等の賠償責任保険へ加入しなければならない。

(利用許可申請)

第7条 利用対象者は、規則第3条第1項に規定する申請書を町長へ提出し、許可を受けることで利用することができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、当該施設の利用に当たって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 食品加工等の衛生責任及び衛生管理は、その日の利用者が負うものとし、食品加工の前後には洗浄・消毒等を徹底し、事故等がないように対処すること。
- (2) 従事者以外は当該施設内に立ち入らないこと。
- (3) 設備等は、当該施設内で利用し外部へ持ち出さないこと。
- (4) 持ち込む材料等は、利用許可期間内に必要なもののみとし、利用者の責任において管理すること。
- (5) 設備の利用中に故障その他の異常に気付いたときは、速やかに町長へ連絡し、指示を受けること。
- (6) 作業終了後は、機器を丁寧に洗浄し器具消毒保管庫等に入れ、当該施設の清掃等を行うとともに、加工品や持ち込んだ材料及び機材、食品加工等で発生する加工残渣や廃棄物はすべて利用者の責任で処分すること。
- (7) 利用終了後は、オレンジファクトリーに備える衛生管理簿に当日の利用状況等を必ず記入し、町長へ報告すること。
- (8) 1日1個人又は団体での専有利用とすること。
- (9) 前月20日までに他の利用者と協議の上、利用予定表を作成し、町長へ提出すること。
- (10) 施設の衛生状況を他の利用者と共有するとともに、連絡を密に取り合い、事故等が起こらないように対処すること。

(各種届出)

第9条 地位承継、廃業又は各種変更事由が生じた場合は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に基づき速やかに徳島保健所へ各種届等を提出し、町長へ報告しなければならない。

(行政処分)

第10条 事故等が発生した場合、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に基づく行政処分等の対象となった者は、あらゆる行政処分等を真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

誓約書

（管理者） 殿

私は、オレンジファクトリー（以下、「当該施設」という。）の利用（共同利用も含む）に関して、次の事項を厳守することをここに誓います。

- 1 関係法令及び町条例並びに規則、当該施設利用要綱を遵守すること。
- 2 当該施設の利用は、町長が指定する業種を基本とし、利用者ごとに食品衛生法に基づき許可を得て、食品営業賠償共済等の賠償責任保険へ加入すること。
- 3 当該施設を共同利用する場合は、1日1団体若しくは個人での専有利用を厳守すること。
- 4 利用日は全利用者協議の上で調整し、事前に施設利用予約表に記入するとともに、利用後は、当該施設に備える衛生管理簿に記入し、管理者へ報告すること。
- 5 当該施設の衛生管理は日常的に行うとともに、施設利用後は当該施設及び機械器具等の衛生を保つように洗浄消毒を徹底すること。
また、食品加工の前には、事故防止のために機械器具等の洗浄消毒を行うこと。
- 6 レトルト食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）を製造する場合は、食品衛生法に基づき定められた製造基準を遵守し成分規格に適合していることを確認すること。
- 7 共同利用する相手方が事故等により行政処分を受けた場合は、共同利用者は、二次被害防止のために直近で製造販売した商品の自主回収等に協力するほか、営業停止期間中は当該施設を利用しないこと。
また、それに伴う損害賠償等を施設管理者へ請求しないこと。
- 8 利用者は、あらゆる行政処分等を真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応すること。

【利用者】

住 所 _____

氏名（団体名） _____ ㊞

食品衛生責任者 _____ ㊞

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（管理者） 殿

住 所
氏 名
連絡先

オレンジファクトリー利用承諾申請書

オレンジファクトリーの利用承諾を受けたいので、オレンジファクトリー利用要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 製造するもの
（ ）

- 2 取得予定の製造業許可
そうざい製造業

- 3 申請書本人確認（確認後、レ点を記入）
 - 顔写真付き公的証明書
 - 謄本・定款
 - 職員等による確認

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

（管理者）

オレンジファクトリー利用承諾書

年 月 日付けであった申請について、次の事項を守ることが条件に貴殿の利用を承諾します。

- 関係法令及び町条例並びに規則、オレンジファクトリー利用要綱等を遵守すること。
- あらゆる行政処分を真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応すること。
- 製造許可取得後は、許可証の写しを提出すること。
- 廃業した場合は、速やかに関係機関へ廃業届等を提出すること。
- 地位承継した場合は、速やかに関係機関へ地位承継届等を提出すること。
- 各種変更（申請者氏名・住所・食品衛生責任者等）した場合は、速やかに関係機関へ変更届等を提出すること。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

（管理者）

オレンジファクトリー利用不承諾通知書

年 月 日付けであった申請について、次の理由により承諾しないことを決定したので、オレンジファクトリー利用要綱第5条第1項の規定により通知します。

不承諾の理由